

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書

少子・高齢化や人口減少が進展する社会の中で、我が国が持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人一人がその個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があり、特に、我が国最大の潜在力である女性の能力を生かすことが不可欠であると考えられます。

しかし、世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数2017で、我が国は、144カ国中、過去最低の114位となり、その主な原因としては、女性の政治参画がおくれていることが挙げられます。

そのため、現在、超党派の国会議員から、政治分野における男女共同参画の推進に向けた議論が提起されているところであり、今後は、地方議会においても議論を開始しなければなりません。

そもそも、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、民主政治の発展に寄与するためには、男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、基本原則や、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、推進に関する施策の基本となる事項を定める必要があります。

よって、国会及び政府は、早期に法整備を行うなど、政治分野における男女共同参画を推進するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

内閣官房長官

男女共同参画担当大臣